

## 中富良野町競争入札（郵送方式）実施要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、中富良野町が発注する建設工事の請負契約並びに工事に係る測量、調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）を、郵送方式による競争入札（以下「郵便入札」という。）の方法により実施するに当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （対象工事等）

第2条 郵便入札の実施の対象となる建設工事等（以下「対象工事等」という。）は、中富良野町建設業者等選定委員会が選考し、町長が適当と認めたものとする。

### （入札の公告）

第3条 郵便入札を行うときは、標準公告例により公告するものとする。

2 前項の公告は、中富良野町公告式条例に定めるところにより、掲示場に掲示して行うものとする。

3 前項のほか、新聞紙への掲載、中富良野町ホームページの利用等により周知を図るものとする。

### （入札参加資格）

第4条 郵便入札に参加する者に必要な資格は、中富良野町条件付き一般競争入札実施要綱第4条（入札参加資格）に準じるものとする。

### （入札参加資格の決定）

第5条 前条に規定する入札参加資格は、対象工事等ごとに、中富良野町競争入札参加者選定要綱に基づき決定する。

### （入札の参加申請）

第6条 入札参加希望者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を町長に提出しなければならない。ただし、第2号に掲げるものについては、該当がある者のみ、その提出をするものとし、第3号から第5号に掲げるものについては、公告で示す対象工事等ごとに必要と認めて定める条件により、その提出をするものとする。

(1) 郵便入札参加資格確認申請書（様式1）

(2) 資本関係・人的関係調書（様式2）

(3) 配置予定技術者調書（様式3）

(4) 工事施工（業務履行）実績調書（様式4）

(5) その他必要と認める書類

2 申請書等の提出方法は入札書とともに郵送又は持参するものとし、電送又はファクシミリによるものは受付けないものとする。

### （設計図書等の閲覧）

第7条 対象工事等に係る図面、仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、第3条に規

定する公告の日から入札日の前日まで閲覧に供する。

- 2 質疑応答書の提出期間、提出場所、提出方法等について町長がそれぞれ定め、公告において明らかにするものとする。

(現場説明会)

第8条 町長は、必要があると認めるときは、現場説明を行うものとする。

- 2 前項の規定により現場説明会を行う場合は、次に掲げる事項を公告において明らかにするものとする。

- (1) 現場説明を行う旨
- (2) 現場説明会の日時及び場所
- (3) その他町長が必要と認める事項

(入札の方法)

第9条 郵便入札の入札方法は、郵送又は持参による入札とし、電送又はファクシミリによるものは認めないものとする。また、必要があると認めるときは、工事費内訳書の提出を求めることができるものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

- 2 郵便入札の入札回数は、設計金額を公表する場合は1回とし、設計金額を公表しない場合は2回までとする。

(入札書等の郵送方法等)

第10条 入札参加希望者は、入札書及び申請書等をあらかじめ指定する日までに指定する場所に到達するよう郵送しなければならない。

- 2 前項の規定による郵送は、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送しなければならない。

(入札の無効)

第11条 公告に示した入札参加資格のない者のした入札、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した者の入札は無効とし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(開札の立会)

第12条 町長は、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせるものとする。

- 2 郵便入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）は、希望により開札に立会いできるものとする。

(開札)

第13条 開札は、公告に記載した開札日時に行うものとする。

- 2 開札の結果、最低の価格となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、落札決定を保留した上で、あらためて当該入札参加者に出席を求め、くじを引かせて最低の価格で入札した者（以下「最低価格入札者」という。）を定めるものとする。
- 3 前項の場合において、当該入札参加者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 落札者の決定に当たっては、最低制限価格制度の規定を適用するものとし、その旨を公告において明らかにするものとする。

(落札者の決定及び入札参加資格の確認)

第14条 町長は、最低価格入札者（最低制限価格制度により失格となった者を除く。以下同じ。）に対して入札参加資格の有無を確認し、入札参加資格がある場合は、当該最低価格入札者を落札者とする。

2 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、最低価格入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、当該最低価格入札者の入札価格の次に低い価格をもって入札をした者（以下「次順位入札者」という。）を最低価格入札者とみなして、前項の確認を行うものとする。この場合において、次順位入札者に入札参加資格が有る場合は、当該次順位入札者を落札者とし、次順位入札者に入札参加資格がないと認めた場合は、本項の規定による手続を落札者が決定するまで繰り返すものとする。

3 前項の規定により入札参加資格の有無を確認した場合において、入札参加資格がないと認めた者に対しては、その理由を記載した文書により当該申請者に通知（様式5）しなければならない。

4 入札参加資格を認められなかった入札参加希望者は、町長が定める日までに、その理由について書面により説明を求められるものとし、町長は説明を求められた場合は、入札参加資格に係る理由説明書（様式6）により説明するものとする。

(入札結果の公表)

第15条 郵便入札の結果は、総務課及びホームページにおいて公表する。

2 中富良野町財務規則第123条に定める落札の通知は、前項による公表を行うことによりこれに代えるものとする。

(入札の延期、中止、取消し)

第16条 町長は、郵便入札において、郵便事情等により事故が発生した場合又は公正に執行することができないなど特別な事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。

2 町長は、第14条第2項に規定する入札参加資格の確認の結果、入札参加資格がある者がいないときは、当該入札を中止又は取消しをする。

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。